

**東日本大震災により被災した土地又は家屋の代替土地又は代替家屋に係る
固定資産税特例適用申告書**

令和 年 月 日

釜石市長 あて

申告者	住所			
	氏名・ 名称	①	電話番号	

地方税法附則第56条第10項及び第11項の規定（東日本大震災により被災した土地、又は家屋の代替土地、又は家屋に係る固定資産税及び都市計画税の特例）の適用を受けたいので、次のとおり申告します。なお、添付した戸籍謄本等に不足がある場合は、担当課に交付請求されることに同意します。

納税義務者	住所	<input type="checkbox"/> 申告者の住所と同じ			
	氏名・ 名称				
被災資産所有者との関係		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外（続柄： ）ただし、被災資産の所有者と同居する（予定）			
代替資産 の状況	資産 区分	所在	地番・ 家屋番号	地積・床面積	地目・種類・構造
				㎡	
				㎡	
				㎡	
				㎡	
取得年月日など		土地 平成 年 月 日		家屋 平成 年 月 日	
被災資産 の所有者	住所	<input type="checkbox"/> 申告者の住所と同じ			
	氏名・ 名称				
被災資産 の状況	資産 区分	所在	地番・ 家屋番号	地積・床面積	地目・種類・構造
				㎡	
				㎡	
				㎡	
				㎡	
他市町村への 申告の有無		<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (平成 年 月 日申告		市・町・村)	

- 1 「代替資産」とは東日本大震災により滅失し、または損壊した家屋、またはその敷地に代わるものとして取得した家屋、またはその敷地をいう。
- 2 「被災資産」とは、東日本大震災により滅失し、または損壊した家屋、またはその敷地をいう。
- 3 特例の適用要件、必要な添付書類については、裏面の記入の仕方をご覧ください。

記入の仕方

特例の内容と適用要件

東日本大震災により滅失、損壊した家屋（被災家屋）またはその敷地（被災住宅用地）の所有者等が、代替家屋、または代替土地を取得した場合の固定資産税の特例の内容と適用にあたっての要件は次のとおりです。

1 特例対象者

- (1) 被災住宅用地、または被災家屋の所有者（被災住宅用地、または被災家屋が共有物の場合は、その持分を有する者）
- (2) 被災住宅用地、または被災家屋の所有者に相続が生じたときの相続人
- (3) 土地：個人の被災住宅用地の所有者の三親等内の親族で、代替土地の上に新築される家屋に当該所有者と同居する予定であると認められる者
家屋：個人の被災家屋の所有者と代替家屋に同居する三親等内の親族
- (4) 被災住宅用地、または被災家屋の所有者に合併が生じた時の合併後存続する法人、または合併により設立された法人等
- (5) 上記以外で特に市長が認める場合。

※ 震災時に借家住まいで震災後に家屋を取得された場合は、震災特例の対象になりません。

2 被災家屋要件

東日本大震災により滅失し、または損壊した家屋で、解体撤去又は売却等の処分をしていることが必要です。

なお、ここでいう「損壊」とは家屋が著しく損傷を受け、または破壊された状態を指し、窓ガラスや造作の部分的な破損・屋根瓦が数枚落下した等の容易に修繕できるもの、壁面の軽微なひび割れ等で震災前の用途として使用することに支障とならない程度のもの等、軽微なものを含みません。

3 被災住宅用地要件

前記2の被災家屋の敷地であり、平成23年度において住宅用地の特例（地方税法第349条の3の2）の適用を受けていたことが必要です。

4 代替家屋要件

原則として、被災家屋の所有者が、被災家屋の代替として取得した家屋で代替家屋であると市長が認めるもの。（被災家屋と種類、用途が同一のもの）

5 代替住宅土地要件

原則として、被災住宅用地の所有者が、被災住宅用地の代替として取得した土地で代替土地であると市長が認めるもの。

6 取得期間

平成23年3月11日から令和8年3月31日までの間に取得された家屋、または土地。

7 特例の内容

- (1) 土地 被災住宅用地については、平成24年度分から令和8年度分まで住宅用地の特例を適用します。
代替土地については、被災住宅用地の面積相当分について、取得後3年度分は住宅が建っていない住宅用地の特例を適用します。
- (2) 家屋 代替家屋について、被災家屋の床面積相当分について、4年度分は2分の1、その後の2年度分は3分の1を減額します。

8 添付書類

- (1) 家屋が震災により滅失し又は損壊した旨を証する書類 ⇒ 震災証明書
- (2) 被災家屋、または被災住宅用地の所有を確認できる書類 ⇒ **平成23年度**固定資産評価証明書など
- (3) 被災家屋の処分を確認できる書類 ⇒ 解体証明書など
- (4) 被災家屋と代替家屋の所有者が異なる場合は、規定される関係者であることを証明する書類
 - ・ 相続人、または一親等内の親族の確認書類 ⇒ 戸籍謄本
 - ・ 被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族の確認書類 ⇒ 戸籍謄本、住民票
 - ・ 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人の確認書類 ⇒ 法人の登記簿謄本

※ 上記(1)(2)(3)については、被災家屋及び被災住宅用地、代替家屋とも所在が釜石市である場合は提出は不要です。

(4)の戸籍謄本等については、被災家屋、代替家屋の所有者の本籍地がどちらも釜石市の場合は提出は不要です。

※ 必要に応じて、上記以外の書類を提出していただく場合もあります。（解体を証明する物として、現場の写真など）

※ 必要に応じて、被災家屋の所在する市町村へ問い合わせをさせていただく場合があります。

※ 証明書等の書類は写しでかまいません。